

「企業概要書」作成費用を
助成(上限20万円)します！

事業承継・M & A 着手支援事業

事業承継 (M&A) の成立に重要な役割を果たす「企業概要書 (※)」の作成費用の一部を助成することで、中小企業の事業承継 (M&A) に向けた最初の1歩をサポートします！

※企業概要書とは

M & Aにおいて、売り手企業の基本情報、事業概要、ビジネスモデル、財務資料、主要取引先、事業計画、売り手側の会社譲渡理由、企業風土、地域社会の関係等が記載されたもの

助成率・助成限度額

最大**20万円**「企業概要書」の作成費用の**50%**を助成

申請受付期間

令和5年**5月15日**(月)10時～令和6年**1月31日**(水)17時

※先着順に受付を行い、予算の上限に達し次第、受付を締め切ります。

主な対象者の要件

- ▶ 横浜市内に本社を有する横浜市内の中小企業 (みなし大企業は除く)
- ▶ 市内で引き続き1年以上事業を営み、自社の事業承継・M & Aを実施しようとする法人 (買収側は除く)
- ▶ 申請書の提出の時点において企業概要書の作成業務を依頼していないこと

※親族及び従業員への承継を予定しているものは対象外

※当年度及び過去に他の機関又は制度において同種の助成を受けているものは対象外

対象経費

- ▶ 事業承継 (M & A) を目的として実施する企業概要書の作成業務費用

※助成対象経費以外の経費と助成対象経費との支払いの区別が難しいものは助成対象外

※申込方法 (流れ) は裏面ご覧ください

申込方法（流れ）

企業概要書の作成（依頼）開始前の手続き

①助成金交付申請書等の必要書類の提出

企業概要書の作成**依頼前**に提出ください。

提出期限 令和5年**5月15日**(月)10時～令和6年**1月31日**(水)17時

※先着順に受付を行い、予算の上限に達し次第、受付を締め切ります。

※申請は1事業者1回までとなります（別法人、別事業でも、代表者及び住所が同一の場合は1回限りとなります）。

②ヒアリングの実施

提出書類にもとづき、財務・経営面等に関する状況確認のための面談を行います。

③交付・不交付の決定通知

書面にて通知します（②のヒアリング実施の後、2週間程度）。

※本通知をもって、助成金交付の確約をするものではありません。

企業概要書の作成後の手続き（交付決定の場合）

④実施報告書の提出

企業概要書の作成（実施）完了の後、「成果物（企業概要書の写し）」、「領収書」とともに提出ください。**令和6年2月29日**(木)17時迄

⑤交付額の確定通知

提出いただいた実施報告書等にもとづき助成金額を通知します。

⑥助成金の交付請求

⑦補助金の振込

ご指定の口座へ補助金が振り込まれます。（請求書提出後1ヶ月程度）

本助成金の交付後のアドバイスもお気軽にご依頼ください。

IDEC横浜では、事業承継に関する無料相談、承継計画策定支援等を行っています。ぜひお気軽にご相談ください。

詳細、お申込はIDEC横浜の**ホームページ**から

お問合せ先 （公財）横浜企業経営支援財団（IDEC横浜） 経営支援課

TEL: 045-225-3714 E-MAIL: keiei@idec.or.jp

